



七 漁村情報処 理、通信施設等 の改良、造成又は 取得に必要な 資金					一・八	一・七五	〇・六	変更なし	〇・六	変更なし
八 漁場改良造 成施設の改良、 造成又は取得に 必要な資金	一・八	一・七五	一・六	一・五五	一・八	一・七五	〇・六	変更なし	〇・六	変更なし

二 一の規則は、公布の日から施行することとした。  
2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率の上限を年三・一五パーセント（現行 年三・二五パーセント）に引き下げることにした。（第二条関係）
- 二 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を年一・七五パーセント（現行 年一・八パーセント）に引き下げることにした。（第四条関係）
- 三 一の規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業経営安定資金に係る貸付利率の上限を年三・六五パーセント（現行 年三・七五パーセント）に引き下げることにした。（第一条関係）
- 二 漁業経営安定資金に係る利子補給率を年一・二五パーセント（現行 年一・三パーセント）に引き下げることにした。（第四条関係）
- 三 一の規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九十号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「年二・三五パーセント」を「年二・二五パーセント」に、「年二・一五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に、「年一・八パーセント」を「年一・七五パーセント」に、「年一・六パーセント」を「年一・五五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九十一号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年三・二五パーセント」を「年三・一五パーセント」に改める。

第四条中「年一・八パーセント」を「年一・七五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九十二号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年三・七五パーセント」を「年三・六五パーセント」に改める。

第四条中「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に改める。

附則第二項中「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年二・〇五パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。